

鎌倉市議会

12月定例会議案集

(その1)

平成26年

目 次

議案第 60 号	平成26年度鎌倉市一般会計補正予算に関する専決処分の承認 について	1
議案第 61 号	市道路線の認定について	14
議案第 62 号	指定管理者の指定について	17
議案第 63 号	施設管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定について	18
議案第 64 号	鎌倉市債権管理条例の制定について	19
議案第 65 号	鎌倉市観光基本計画推進委員会条例の制定について	27
議案第 66 号	鎌倉市建築基準条例の制定について	29
議案第 67 号	鎌倉市実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について	55
議案第 68 号	鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について	57
議案第 69 号	地方税法第314条の7 第1 項第4 号に掲げる寄附金を受け入れ る特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例 の制定について	60
議案第 70 号	鎌倉市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	62
議案第 71 号	鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	64
議案第 72 号	鎌倉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について	67
議案第 73 号	平成26年度鎌倉市一般会計補正予算（第5 号）	70
議案第 74 号	平成26年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第4 号）	76
議案第 75 号	平成26年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第3 号）	79
議案第 76 号	平成26年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第3 号）	81
議案第 77 号	平成26年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第3 号）	83
報告第 13 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について	85

議案第 60 号

平成26年度鎌倉市一般会計補正予算に関する
専決処分の承認について

次の平成26年度鎌倉市一般会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成26年11月21日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年12月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成26年度鎌倉市一般会計
補正予算（第4号）

平成26年度鎌倉市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,146,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
60	県支出金	3,052,449	64,700	3,117,149
	15 委託金	341,058	64,700	405,758
歳入合計		60,081,300	64,700	60,146,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	6,375,441	64,700	6,440,141
	20 選挙費	75,538	64,700	140,238
歳 出 合 計		60,081,300	64,700	60,146,000

1 総括
(歳入)

–5–

(歲 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

60款 県支出金

64,700千円

15項 委託金

64,700千円

目	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費委託金	千円 340,833	千円 64,700	千円 405,533
計	341,058	64,700	405,758

節		説	明
区 分	金 額		
20 選挙費委託金	千円 64,700	○衆議院議員選挙費委託金	千円 64,700

60款 県支出金

3 歳 出

10款 総務費

64,700千円

20項 選挙費

64,700千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
30 衆議院議員 選挙及び国 民審査費	千円 0	千円 64,700	千円 64,700	千円 64,700	千円	千円	千円
計	75,538	64,700	140,238	64,700	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 4,095	○行財政運営 衆院選挙執行事務	千円 64,700
3 職員手当等	18,464		64,700
7 賃金	2,144		
8 報償費	456		
9 旅費	17		
11 需用費	5,161		
12 役務費	9,275		
13 委託料	17,386		
14 使用料及び賃 借料	2,297		
18 備品購入費	5,400		
22 補償、補填及 び賠償金	5		

補正予算給与費明細書

1 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与 費								共済費 (千円)	合 計 (千円)	
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円)	年 間 支給率 (月分)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	児 童 手当 (千円)			計 (千円)
補正後	長 等	3		28,548	10,595	3.1	2,855	178		155	42,331	7,119	49,450
	議 員	26	148,337		58,093	3.95					206,430	74,470	280,900
	その他	2,722	985,917								985,917	39,402	1,025,319
	計	2,751	1,134,254	28,548	68,688		2,855	178		155	1,234,678	120,991	1,355,669
補正前	長 等	3		28,548	10,595	3.1	2,855	178		155	42,331	7,119	49,450
	議 員	26	148,337		58,093	3.95					206,430	74,470	280,900
	その他	2,476	981,822								981,822	39,402	1,021,224
	計	2,505	1,130,159	28,548	68,688		2,855	178		155	1,230,583	120,991	1,351,574
比 較	長 等												
	議 員												
	その他	246	4,095								4,095		4,095
	計	246	4,095								4,095		4,095

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考								
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)											
補正後	1,274 (88)		5,073,177	5,397,486	10,470,663	1,629,206	12,099,869									
補正前	1,274 (88)		5,073,177	5,379,022	10,452,199	1,629,206	12,081,405									
比 較				18,464	18,464		18,464									
職 員 手当等 の内訳	区分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	休日給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	管理職 手 当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	管理職員特別 勤 務 手 当 (千円)	児童 手当 (千円)	災害 派遣 手当 (千円)
	補正後	165,081	727,157	138,692	372,275	148,048	18,026	126,533	45,701	2,030,744	219,384		1,335,424	5,171	65,200	50
	補正前	165,081	727,157	138,692	354,410	147,773	18,026	126,533	45,701	2,030,744	219,384		1,335,424	4,847	65,200	50
	比 較				17,865	275								324		

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数について外書き

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減額の増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
職員手当等	18,464	衆議院議員 選挙に伴う 増加分	18,464	増減額(千円) 超過勤務手当 17,865 休日給 275 管理職員特別勤務手当 324

議案第 61 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成26年12月 3 日 提出

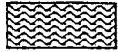
鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	手 広 四 丁 目	787番6	手 広 四 丁 目	787番3	4.51～ 9.52	24.18	150.56	5

案内図

凡例



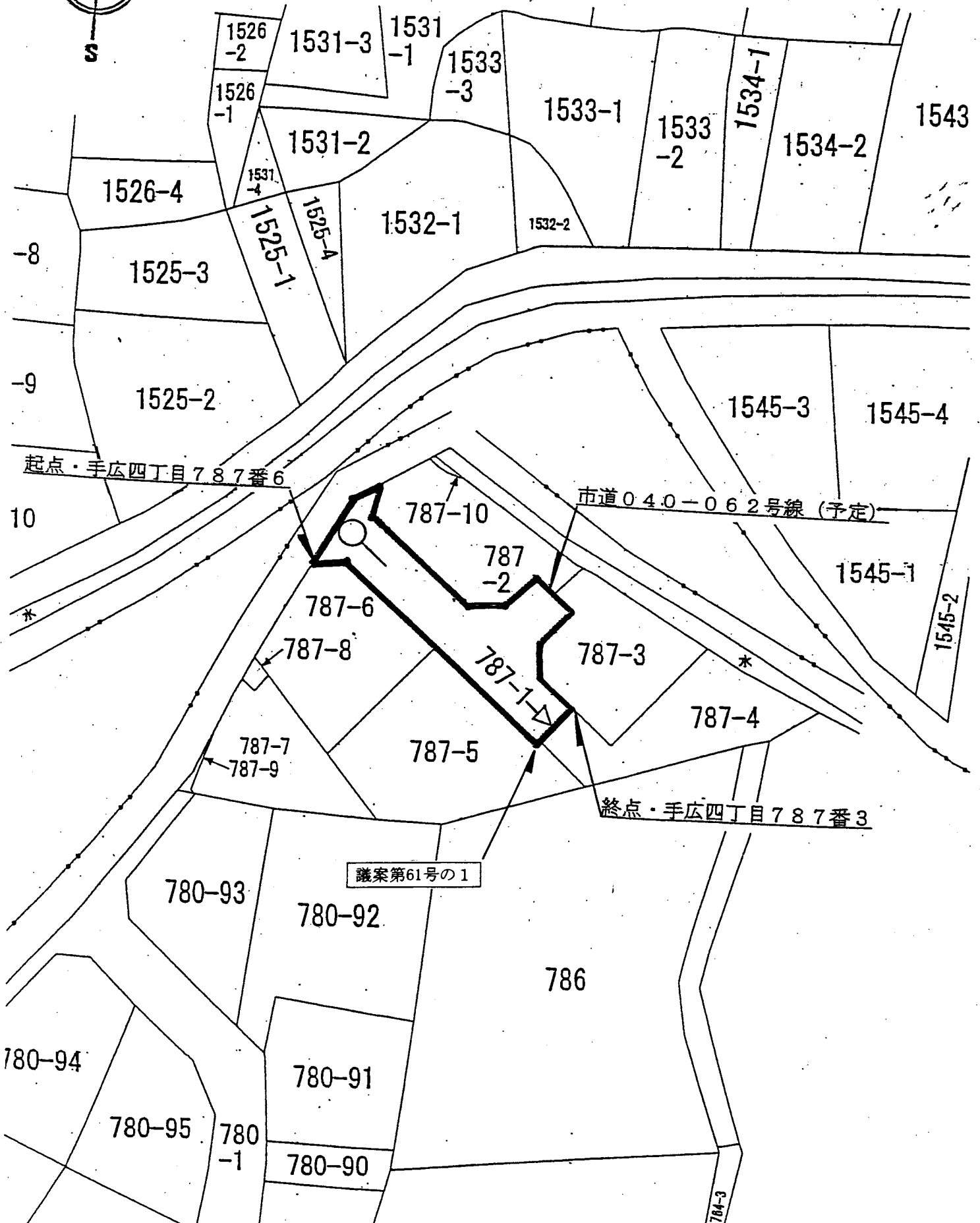
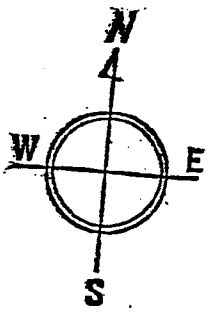
認定箇所

図面番号 5



公図写

図面番号 5



議案第 62 号

指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

鎌倉市川喜多映画記念館の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成26年12月 3 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉市川喜多映画記念館

2 指定管理者となる団体

東京都千代田区一番町18番地 川喜多メモリアルビル

川喜多・K B S グループ

共同事業体代表者

公益財団法人 川喜多記念映画文化財団

代表理事 岡 田 正 代

3 指定の期間

平成27年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで

議案第 63 号

施設管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定について

平成26年5月12日、鎌倉市岡本二丁目16番3号鎌倉市玉縄行政センター内で発生した施設管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成26年12月3日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 7,609円

2 損害賠償の相手方



議案第 64 号

鎌倉市債権管理条例の制定について

鎌倉市債権管理条例を次のように定める。

平成26年12月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

市の債権管理について必要な事項を定めるものである。

鎌倉市債権管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 市税 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権をいう。
- (3) 公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の歳入に係る債権をいう。
- (4) 強制徴収公債権 公債権のうち、法第231条の3第3項に規定する分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の市の歳入に係る債権をいう。
- (5) 私債権 市の債権のうち、市税及び公債権以外の債権をいう。
- (6) 非強制徴収債権 強制徴収公債権以外の公債権及び私債権をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長は、法令又は条例の定めるところにより、市の債権の管理に関し必要な事務を適正に行わなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するために、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

(督促)

第6条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令又は条例の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(延滞金)

第7条 市長は、公債権について、前条の規定による督促をしたときは、履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、当該公債権の金額が2,000円以上であるときに限り、当該額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年14.6パーセント（履行期限の翌日から1月を経過する日ま

での期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。

- 2 前項に規定する延滞金の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、^{しゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 前2項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長は、債務者が前条の履行期限までに履行しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(滞納処分等)

第8条 市長は、市税及び強制徴収公債権について、第6条の規定による督促を受けた者が同条の規定により指定された期限までに履行しないときは、法令の規定により滞納処分又は徴収猶予、換価の猶予若しくは滞納処分の執行の停止を行わなければならない。

(強制執行等)

第9条 市長は、非強制徴収債権について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第12条の規定により徴収停止の措置をとる場合又は第13条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しない非強制徴収債権（第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第10条 市長は、市の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第13条第1項各号のいずれかに該当する場

合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第11条 市長は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第12条 市長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第13条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、

債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

- (5) 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

- 2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る市の債権は、徴収すべきものとする。

（債権の放棄）

第14条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経過しても当該非強制徴収債権について履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該非強制徴収債権についてその責任を免れたとき。
- (3) 当該非強制徴収債権について第9条の規定により強制執行等又は第11条の規定により債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 当該非強制徴収債権について第12条の規定により徴収停止を行った場合において、相当の期間を経過してもなお同条各号に該当し、これを履行させることが困難又は不適當と認められるとき。
- (5) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合、又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (6) 私債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効

の援用をしない特別の理由がある場合を除く。)

(委任)

第15条 この条例の施行について、必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(税外収入金に関する延滞金条例の廃止)

2 鎌倉市税外収入金に関する延滞金条例(昭和44年12月条例第13号)は、廃止する。

(経過措置)

3 施行日前に既に履行期限が経過している公債権に係る督促及び延滞金の徴収等については、第6条、第7条、次項及び第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(延滞金の割合の特例)

4 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

5 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(国民健康保険条例の一部改正)

6 鎌倉市国民健康保険条例(昭和34年9月条例第13号)の一部を次のように改正する。

第21条から第23条までを次のように改める。

第21条から第23条まで 削除

(行政財産の目的外使用料条例の一部改正)

7 鎌倉市行政財産の目的外使用料条例(昭和39年10月条例第46号)の一部を

次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

(都市公園条例の一部改正)

- 8 鎌倉市都市公園条例（昭和41年10月条例第25号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

(都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

- 9 鎌倉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和44年12月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

(延滞金の割合)

- 第17条 第11条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者がある場合における鎌倉市債権管理条例（平成 年 月条例第 号）の規定により徴収する延滞金の割合については、同条例第7条第1項及び付則第4項中「年14.6パーセント」とあるのは、「年14.5パーセント」とする。

(下水道条例の一部改正)

- 10 鎌倉市下水道条例（昭和46年6月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第47条を次のように改める。

第47条 削除

(水洗便所改造等の資金助成条例の一部改正)

- 11 鎌倉市水洗便所改造等の資金助成条例（昭和46年6月条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条中「鎌倉市税外収入金に関する延滞金条例（昭和44年12月条例第13号）」を「鎌倉市債権管理条例（平成 年 月条例第 号）」に改める。

(道路占用条例の一部改正)

- 12 鎌倉市道路占用条例（昭和57年1月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(延滞金の割合)

- 第7条 占用料を納期限までに納付しない者がある場合における鎌倉市債権管理条例（平成 年 月条例第 号）の規定により徴収する延滞金の割合

については、同条例第7条第1項及び付則第4項中「年14.6パーセント」とあるのは、「年14.5パーセント」とする。

(介護保険条例の一部改正)

- 13 鎌倉市介護保険条例（平成12年3月条例第31号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

(後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

- 14 鎌倉市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(延滞金の端数計算)

第5条 保険料を納期限までに納付しない者がある場合における鎌倉市債権管理条例（平成 年 月条例第 号）の規定により徴収する延滞金の端数計算については、同条例第7条第3項中「500円未満」とあるのは、「1,000円未満」とする。

(公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部改正)

- 15 鎌倉市公共下水道事業受益者分担に関する条例（平成22年12月条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

(法定外公共物管理条例の一部改正)

- 16 鎌倉市法定外公共物管理条例（平成23年3月条例第19号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

(大船駅西口交通広場条例の一部改正)

- 17 鎌倉市大船駅西口交通広場条例（平成23年9月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

議案第 65 号

鎌倉市観光基本計画推進委員会条例の制定について

鎌倉市観光基本計画推進委員会条例を次のように定める。

平成26年12月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉市観光基本計画の策定及び推進に関し調査審議を行う鎌倉市観光基本計画推進委員会を、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

鎌倉市観光基本計画推進委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、本市の観光に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、鎌倉市観光基本計画の策定及び推進に関し調査審議を行う鎌倉市観光基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 本市の観光に関係を有する団体が推薦する者
- (2) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(観光審議会条例の廃止)

2 鎌倉市観光審議会条例（昭和49年4月条例第3号）は、廃止する。

議案第 66 号

鎌倉市建築基準条例の制定について

鎌倉市建築基準条例を次のように定める。

平成26年12月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地域特性に応じた良好な建築計画を誘導するため、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市建築基準条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害危険区域等における建築物及び大規模な建築物の敷地と道路との関係（第3条―第6条）

第3章 斜面地等の建築物の構造の制限（第7条）

第4章 地盤面の指定等（第8条・第9条）

第5章 日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定（第10条）

第6章 特殊建築物

第1節 特殊建築物の敷地と道路との関係（第11条）

第2節 学校（第12条―第14条）

第3節 共同住宅、寄宿舍、下宿、児童福祉施設等及び長屋（第15条―第21条）

第4節 ホテル及び旅館（第22条―第25条）

第5節 大規模店舗及びマーケット（第26条―第31条）

第6節 興行場等（第32条―第43条）

第7節 公衆浴場（第44条）

第8節 自動車車庫及び自動車修理工場（第45条―第49条）

第9節 適用の特例等（第50条―第52条）

第7章 昇降機（第53条―第55条）

第8章 雑則（第56条―第61条）

第9章 罰則（第62条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条、第40条（第88条第1項において準用する場合を含む。）、第43条第2項、第50条、第52条第5項及び第56条の2第1項の規定による災害危険区域の指定及び建築物等の制限その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）

の例による。

第2章 災害危険区域等における建築物及び大規模な建築物の敷地と道路との関係

(災害危険区域の指定)

第3条 法第39条第1項の規定による災害危険区域として、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により神奈川県知事が本市の区域内において指定した急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により神奈川県知事が本市の区域内において指定した土砂災害特別警戒区域（第5条において「特別警戒区域」という。）を除く。）を指定する。

(災害危険区域内の建築物)

第4条 災害危険区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、次条に規定するもののほか、当該建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造とし、かつ、当該居室は、崖（勾配が30度を超える傾斜地をいう。次条において同じ。）に直接面していないものでなければならない。ただし、建築物が崖崩れによる被害を受けるおそれのない場合は、この限りでない。

(崖付近の建築物)

第5条 高さ2メートルを超える崖の下端からの水平距離が、崖の高さの2倍以内の位置に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合（特別警戒区域内において居室を有する建築物を建築する場合を除く。）には、崖の形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて、安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する部分については、この限りでない。

(1) 崖の形状又は土質により安全上支障がない部分

(2) 崖の上部の盛土の部分で、高さが2.5メートル以下、斜面の勾配が45度以下であり、かつ、その斜面を芝又はこれに類するもので覆ったもの

2 前項の規定は、崖の上に建築物を建築する場合において、当該建築物の基礎が崖に影響を及ぼさないとき、又は崖の下に建築物を建築する場合において、当該建築物の主要構造部（崖崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。）を鉄筋コンクリート造とし、又は崖と当該建築物との間に適当な流土止めを設けたときは、適用しない。

3 高さ2メートルを超える崖の上にある建築物の敷地には、崖の上部に沿っ

て排水溝を設ける等、崖への流水又は浸水を防止するため適当な措置を講じなければならない。

(大規模な建築物の敷地と道路との関係)

第6条 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合には、その延べ面積の合計をいう。第6章を除き、以下同じ。）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、道路（法第42条に規定する道路をいい、自動車のみの交通の用に供するものを除く。以下同じ。）に連続して6メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で市長が安全上支障がないと認めて許可したものについては、この限りでない。

第3章 斜面地等の建築物の構造の制限

(建築物の接地位置の高低差の制限等)

第7条 第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域の区域内の斜面地等（斜面又は段地である建築物の敷地で、その高低差が3メートルを超えるものをいう。以下同じ。）においては、建築物（門又は塀を除く。以下この条において同じ。）の接地位置（建築物が周囲の地面と接する位置をいう。以下同じ。）の高低差は、6メートルを超えてはならない。

2 建築物が前項に規定する用途地域とそれ以外の用途地域とにわたる場合においては、同項中「建築物」とあるのは、「建築物の部分」とする。

第4章 地盤面の指定等

(適用区域)

第8条 法第52条第5項の規定により条例で定める区域は、鎌倉都市計画区域のうち工業専用地域を除く区域とする。

2 建築物の敷地が前項に規定する区域とそれ以外の区域とにわたる場合においては、当該それ以外の区域を同項に規定する区域とみなす。

(地盤面)

第9条 法第52条第5項の規定により条例で定める地盤面は、建築物が周囲の地面と接する位置のうち最も低い位置における水平面とする。

第5章 日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定

第10条 法第56条の2第1項の規定により指定する区域は、次の表の対象区域の欄に掲げる区域とし、同項の規定により法別表第4(は)欄の2の項及び3の項について指定する平均地盤面からの高さは、それぞれ4メートルとし、同項の規定により指定する号は、それぞれ次の表の法別表第4(に)欄の号の

欄に掲げる号とする。

対象区域	法別表第4(に)欄の号
1 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	(1)
2 第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	(2)
3 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域	(2)

第6章 特殊建築物

第1節 特殊建築物の敷地と道路との関係

第11条 学校、体育館、病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）、物品販売業を営む店舗、マーケット、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、児童福祉施設等、自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合には、その用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この条において同じ。）が100平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものの敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じて、次の表に掲げる長さ以上道路に接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で市長が安全上支障がないと認めて許可したものについては、この限りでない。

その用途に供する部分の床面積の合計	敷地が道路に接する長さ
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	3メートル
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	4メートル
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	5メートル

第2節 学校

（教室等の設置の禁止）

第12条 特別支援学校の用途に供する建築物には、その4階以上の階に教室その他児童又は生徒が使用する居室を設けてはならない。

（教室等の出口）

第13条 小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校又は幼稚園の用途に供する建築物の教室その他幼児、児童又は生徒が使用する居室で、床面積が50平方メートルを超えるものは、廊下、広間の類又は屋外に直接通ずる出口を2以上設けなければならない。

（木造の校舎と隣地境界との距離）

第14条 学校の用途に供する木造建築物等（その主要構造部の政令第109条の4に規定する部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもので、耐火建築物及び準耐火建築物を除く。以下同じ。）にあっては、その主要な建築物の外壁と隣地境界線との距離は、3メートル以上としなければならない。ただし、市長がその規模、構造又は周囲の状況により避難上及び消火上支障がないと認めて許可した場合には、この限りでない。

第3節 共同住宅、寄宿舍、下宿、児童福祉施設等及び長屋

（設置の禁止）

第15条 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、これらの用途に供する部分の主要構造部が政令第115条の2の2第1項第1号の基準に適合する準耐火構造でないものの上階に設けてはならない。

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、マーケット若しくは公衆浴場の用途に供する建築物又は法別表第2（と）項第4号に規定する建築物
- (2) 公会堂、集会場、展示場、キャバレー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場又は倉庫（不燃性の物品を貯蔵するものを除く。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
- (3) 物品販売業を営む店舗又は飲食店の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

（寄宿舍等の廊下の幅）

第16条 寄宿舍、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する木造建築物等の階で、その階における居室（寄宿舍又は児童福祉施設等にあっては寝室、下宿にあっては宿泊室をいう。以下この条及び次条において同じ。）の床面積の合計が100平方メートルを超えるものの共用の廊下の幅は、次に掲げる数値以上としなければならない。

- (1) 両側に居室がある場合にあっては、1.6メートル
- (2) 前号に規定する場合以外の場合にあっては、1.2メートル

(共同住宅等の階段)

第17条 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する木造建築物等で、その2階における居室の床面積の合計が50平方メートルを超える場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。

2 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物のうち、主要構造部が不燃材料で造られている建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は準耐火建築物を除く。）でその2階における居室の床面積の合計が100平方メートルを超える場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。

(共同住宅等の主要な出口)

第18条 共同住宅、寄宿舍、下宿又は長屋（以下この条において「共同住宅等」という。）の用途に供する建築物の避難階における主要な出口（屋外階段又はこれに代わる施設からの出口を含む。以下この条において同じ。）は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 主要な出口から道路に避難上有効に通ずる敷地内通路が共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じて次の表に定める幅員以上である場合

共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計	敷地内通路の幅員
100平方メートル以内のもの	1.5メートル
100平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	2メートル
300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	3メートル
500平方メートルを超えるもの	4メートル

(2) 周囲に公園、広場その他の空地がある場合

2 前項の建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における同項の規定の適用については、その区画された部分（以下この項において「区画部分」という。）をそれぞれ別の建築物とみなす。ただし、区画部分の主要な出口から道路に通ずる敷地内通路のうち、それぞれの区画部分の共用の部分の幅員については、共用に係る区画部分を一の建築物とみなして同項第1号の規定を適用する。

(共同住宅等の居室)

第19条 共同住宅の各戸においては、その居室のうち1以上の床面積を7平方メートル以上としなければならない。

- 2 寄宿舍の寝室又は下宿の宿泊室の床面積は、7平方メートル以上としなければならない。ただし、1人専用のものにあっては、その床面積を5平方メートル以上とすることができる。
- 3 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物には、居住又は就寝のための棚状部分（以下「棚状寝所」という。）を設けてはならない。ただし、1人専用に区画され避難上支障がないものについては、この限りでない。

(長屋の構造等)

第20条 3階を長屋の用途に供する建築物は耐火建築物又は政令第115条の2の2第1項の技術的基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物とし、4階以上の階を長屋の用途に供する建築物は耐火建築物としなければならない。ただし、重ね建て長屋の用途に供する部分のない建築物にあっては、準耐火建築物又は政令第136条の2の技術的基準に適合する建築物とすることができる。

- 2 長屋の用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上の建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
- 3 長屋の各戸の界壁の長さは、4.5メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物の構造若しくは形状又は周囲の状況によりやむを得ないと認められる場合は、その界壁の長さを2.7メートル以上とすることができる。
- 4 長屋の各戸は、直接外気に接する開口部を2面以上の外壁に設けなければならない。

(重ね建て長屋の区画)

第21条 重ね建て長屋で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、2階の床を準耐火構造とし、又はその直下の天井（回り縁その他これに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料でしなければならない。

第4節 ホテル及び旅館

(構造)

第22条 法第22条第1項の規定により指定された市街地の区域又は準防火地域内にあるホテル又は旅館の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上のものは、耐火建築物又は政令第115条の2の2第1項第1号の基準に適合する準耐火構造とした準耐

火建築物としなければならない。

- 2 法第22条第1項の規定により指定された市街地の区域内にあるホテル又は、旅館の用途に供する木造建築物等で、階数が2であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。
- 3 建築物の一部が前項に該当する場合においては、政令第112条第12項の規定を準用する。

(廊下及び階段)

第23条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物の宿泊室の床面積の合計が100平方メートルを超える階における客用の廊下の幅は、次に掲げる数値以上としなければならない。ただし、床面積の合計が30平方メートル以下の室に通ずる専用のものについては、この限りでない。

- (1) 両側に居室がある場合にあっては、1.6メートル
- (2) 前号に規定する場合以外の場合にあっては、1.2メートル
- 2 前項の階における客用の廊下から避難階又は地上に通ずる客用の直通階段のうち1以上の直通階段の幅は、1.2メートル(屋外に設けるものにあっては、90センチメートル)以上としなければならない。

(棚状寝所を有するホテル及び旅館の構造)

第24条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、棚状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が150平方メートルを超えるものは、主要構造部を政令第115条の2の2第1項第1号の基準に適合する準耐火構造としなければならない。

- 2 ホテル又は旅館の用途に供する木造建築物等は、床面積の合計が75平方メートルを超える棚状寝所を有する宿泊室を2階に設けてはならない。
- 3 前2項の規定は、棚状寝所が1人専用に区画され避難上支障がないものについては、適用しない。

(棚状寝所の宿泊室)

第25条 ホテル又は旅館の棚状寝所を有する宿泊室の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 居住又は就寝のための場所は、2層以下とすること。
- (2) 宿泊室の床面積の10分の3以上の床面積を有する室内通路を設けること。
- (3) 室内通路は、幅75センチメートル以上とし、室外への出口に通じさせること。
- (4) 居住又は就寝のための場所は、室内通路に接し、その奥行きは、3メートル以下とすること。

第5節 大規模店舗及びマーケット

(大規模店舗及びマーケットの敷地と道路との関係)

第26条 大規模店舗（物品販売業を営む店舗であって、その用途に供する部分（展示場その他多人数の集まる居室を含む。）の床面積の合計が1,000平方メートルを超え1,500平方メートル以内のものうち、当該部分の一部又は全部を3階以上の階に有するもの及び当該部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるものをいう。以下この節において同じ。）又はマーケットの用途に供する建築物の敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じて、次の表に掲げる幅員の道路に敷地の外周の長さの7分の1以上接しなければならない。

大規模店舗又はマーケットの用途に供する部分の床面積の合計	道路の幅員
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	6メートル以上
2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	8メートル以上
3,000平方メートルを超えるもの	11メートル以上

2 前項の規定にかかわらず、大規模店舗又はマーケットの用途に供する建築物の敷地の外周の長さの3分の1以上が2以上の道路に接し、かつ、その建築物の客用の出口がそれぞれの道路に面している場合における当該道路の幅員については、次の表によることができる。

大規模店舗又はマーケットの用途に供する部分の床面積の合計	道路の幅員	
	一の道路	他の道路
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	5.4メートル以上	4メートル以上
2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	6メートル以上	5.4メートル以上
3,000平方メートルを超えるもの	8メートル以上	6メートル以上

3 前2項の規定は、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で市長が安全上支障がないと認めて許可したものについては、適用しない。

(大規模店舗の前面空地)

第27条 大規模店舗の客用の屋外への出口は、道路の境界線から2メートル(そ

の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものについては、3メートル)以上後退して設けなければならない。

(大規模店舗の屋外への出口)

第28条 大規模店舗の避難階においては、避難階段又は特別避難階段から屋外に直接通ずる出口を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 階段から屋外への出口のうち1以上の出口に至る歩行距離が20メートル以下であって、避難階にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備その他これらに類するもので自動式のものと及び政令第126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた場合
- (2) 階段から屋外への出口のうち1以上の出口に至る通路部分を準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備(政令第112条第14項第2号の規定に適合するこれらの防火設備に限る。以下同じ。)で区画した場合

(大規模店舗の屋上広場)

第29条 大規模店舗に設ける避難の用に供することができる屋上広場には、避難上障害になる建築設備、工作物その他これらに類するものを設けてはならない。

(マーケットの出口及び通路)

第30条 マーケットの用途に供する建築物で両側に構えのある屋内通路は、その幅を2.5メートル以上とし、2以上の出口に通じさせなければならない。

- 2 前項の出口からは、道路又は公園、広場その他の空地に通ずる幅1.5メートル以上の敷地内通路を設けなければならない。

(マーケットの売場に附属する住宅)

第31条 マーケットの用途に供する木造建築物等に住戸を設けるときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 各戸は、屋外に直接面すること。
 - (2) 2階に設ける各戸は、背合せとしないこと。
 - (3) 各戸専用の屋外に通ずる出口(屋外階段を含む。次号において同じ。)を設けること。
 - (4) 前号の出口から道路又は公園、広場その他の空地に通ずる幅1.5メートル以上の敷地内通路を設けること。
- 2 マーケットの用途に供する建築物に住戸を設ける場合には、その住戸の部分を共同住宅の用途に供する建築物とみなして、第15条、第19条第1項及び

第3項の規定を準用する。

第6節 興行場等

(興行場等の敷地と道路との関係)

第32条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下この節において「興行場等」という。）の用途に供する建築物の敷地は、客席の床面積（集会場にあつては、当該客席の床面積の2分の1に相当する床面積をいう。以下この節において同じ。）の合計の区分に応じて、次の表に掲げる幅員の道路に敷地の外周の長さの7分の1以上接しなければならない。

客席の床面積の合計	道路の幅員
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	5.4メートル以上
300平方メートルを超え600平方メートル以内のもの	8メートル以上
600平方メートルを超えるもの	11メートル以上

- 2 前項の規定にかかわらず、興行場等の用途に供する建築物の敷地の外周の長さの3分の1以上が2以上の道路に接し、かつ、その建築物の客用の屋外への出口がそれぞれの道路に面している場合における当該道路の幅員については、次の表によることができる。

客席の床面積の合計	道路の幅員	
	一の道路	他の道路
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	5.4メートル以上	4メートル以上
300平方メートルを超え600平方メートル以内のもの	6メートル以上	4メートル以上
600平方メートルを超えるもの	8メートル以上	6メートル以上

- 3 前2項の規定は、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で市長が安全上支障がないと認めて許可したものについては、適用しない。

(前面空地及び側面空地)

第33条 興行場等の客用の屋外への主要な出口と道路の境界線との間には、客席の床面積の合計の区分に応じて、次の表に掲げる間口（空地の幅をいう。以下同じ。）及び奥行き（道路の境界線からの距離をいう。以下この項において同じ。）を有する前面空地を設けなければならない。

客席の床面積の合計	出口が道路に面している場合		出口が道路に面していない場合	
	間口	奥行き	間口	奥行き
200平方メートルを超え 300平方メートル以内のもの	次条第1項に規定する客用の屋外への出口の幅の合計以上	2メートル以上	5メートル以上	道路から最も離れた客用の屋外への主要な出口の端までの長さ以上
300平方メートルを超え 600平方メートル以内のもの		3メートル以上	6メートル以上	
600平方メートルを超えるもの		4メートル以上	8メートル以上	

2 興行場等の用途に供する建築物の主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の場合には、前項の前面空地に相当する部分に次に定める構造の歩廊を設け、又はその部分を第1号及び第3号に定める構造のポーチ（これに類するものを含む。）とすることができる。

- (1) 内法の^{のり}高さは、3メートル以上とすること。
- (2) 主要構造部は、耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。
- (3) 通行上支障がある位置に柱、壁その他これらに類するものを設けないこと。

3 興行場等の客用の屋外への出口で、道路に面して設けるものは、道路の境界線から1メートル以上後退して設けなければならない。

4 興行場等の用途に供する木造建築物等の外壁は、その長さの5分の3以上が幅1.5メートル以上の空地に面していなければならない。

（屋外への出口）

第34条 興行場等の客用の屋外への出口の幅は1.2メートル以上とし、その幅の合計はその出口を使用して避難する客席の床面積の合計10平方メートルにつき、主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の建築物にあっては17センチメートル以上、その他のものにあっては20センチメートル以上としなければならない。

- 2 前条第1項に定める前面空地に面する客用の屋外への主要な出口の幅の合計は、前項に定める幅の合計の3分の1以上としなければならない。

(階段)

第35条 興行場等の客用の階段には、回り段を設けてはならない。

- 2 前項の階段の幅の合計については、前条第1項の規定を準用する。

(敷地内通路)

第36条 興行場等の客用の屋外への出口が道路、公園、広場又は第33条第1項に規定する前面空地に直接面しない場合には、その出口からこれらに通ずる敷地内通路を設けなければならない。

- 2 前項の敷地内通路の幅は、客席の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1.5メートル以上とし、300平方メートルを超えるときは1.5メートルに300平方メートルを超える客席の床面積60平方メートル又はその端数を増すごとに15センチメートルを加えた幅以上としなければならない。ただし、局部的な敷地内通路で避難上支障がないものについては、この限りでない。
- 3 第1項の敷地内通路には、3段以下の段を設けてはならない。
- 4 主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の興行場等にあつては、第1項の敷地内通路に相当する部分に、第33条第2項各号に定める構造の歩廊を設けることができる。

(廊下及び広間の類)

第37条 興行場等の用途に供する建築物の各階には、客席の両側及び後方に廊下又は広間の類を設けなければならない。ただし、客席からずい道を設け、廊下若しくは広間の類に通じている場合で、避難上支障がないとき、又は客席が避難階にあり、かつ、客席の側面に設ける出口が直接道路、公園、幅員3メートル以上の敷地内通路その他避難上安全な場所に面している場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、その階における客席の床面積の合計が150平方メートル(主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造のものにあつては、300平方メートル)以内の場合には、同項に規定する客席の両側に設ける廊下又は広間の類は、片側とすることができる。
- 3 第1項の廊下又は広間の類は、客席と混用されないように壁で客席と区画しなければならない。
- 4 興行場等の客用の廊下、広間の類及びこれらに通ずる出口の戸の構造は、次に定めるところによらなければならない。
- (1) 廊下を使用する客席の床面積の合計が200平方メートル以下の場合にあ

っては、当該廊下の幅を1.2メートル以上とすること。

- (2) 廊下を使用する客席の床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下の場合にあつては、当該廊下の幅を1.3メートル以上とすること。
- (3) 廊下を使用する客席の床面積の合計が300平方メートルを超える場合にあつては、当該廊下の幅を、1.3メートルに300平方メートルを超える客席の床面積60平方メートル又はその端数を増すごとに10センチメートルを加えた数値以上とすること。
- (4) 廊下及び広間の類には、3段以下の段を設けないこと。
- (5) 客席から廊下又は広間の類に通ずる出口の戸は、開閉する場合において、当該廊下又は広間の類の幅の2分の1以上を有効に保持できるものとする。

(客席の構造)

第38条 劇場、映画館、演芸場又は観覧場の客席の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 椅子席の場合には、椅子は床に定着し、1席の占有幅は42センチメートル以上、前席椅子の最後部と後席椅子の最前部との間で通行に使用できる部分の間隔（前席がない場合にあつては、当該椅子の前の通行に使用できる部分の間隔をいう。以下「前後間隔」という。）は35センチメートル以上、各椅子の背の間隔は80センチメートル以上とすること。
- (2) 立見席の場合には、椅子席の後方に設けることとし、縦通路（次条第3項第1号ただし書の規定により、その最前部又は最後部が横通路又は客席の出口に直通していない縦通路を除く。）に面すること。
- (3) 立見席の奥行きは、2.4メートル以下とし、立見席と椅子席又は升席との間に高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。
- (4) 主階より上の階の客席の前面には、堅固な手すり壁の類を設けること。
- (5) 客席の段床（段の高さが50センチメートル以上の段床に限る。）には、客席の前面に高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。

(客席内の通路等の構造)

第39条 興行場等の客席が椅子席の場合の通路の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 客席の横列8席以下ごとに両側に縦通路を設けること。ただし、客席の横列4席以下の場合には、両側に設ける縦通路を片側のみとすることができる。
- (2) 前後間隔が35センチメートルを超える場合の前号の規定の適用について

は、同号中「横列 8 席」とあるのは「20 席以下の範囲内において、前後間隔につき 1 センチメートルを増すごとに横列 8 席に 1 席を加えた席数」と、「横列 4 席」とあるのは「10 席以下の範囲内において、前後間隔につき 2 センチメートルを増すごとに横列 4 席に 1 席を加えた席数」とする。

- (3) 縦通路の幅は、当該縦通路に想定される通過人員に 0.6 センチメートルを乗じて得た数値（客席が両側にある縦通路についてはその数値が 80 センチメートルに満たない場合には 80 センチメートルとし、客席が片側のみにある縦通路についてはその数値が 60 センチメートルに満たない場合には 60 センチメートルとする。）以上とすること。
 - (4) 縦列 20 席を超えるごとに横通路を設け、その幅は、当該横通路に想定される通過人員に 0.6 センチメートルを乗じて得た数値（その数値が 1 メートルに満たない場合には、1 メートルとする。）以上とすること。
 - (5) 前 2 号に定めるもののほか、客席の床面積が 1,000 平方メートル以下の場合には、縦通路の幅を、当該縦通路に面する客席の横列の椅子席の数（当該客席の両側に縦通路がある場合には、当該客席の横列の椅子席の数に 2 分の 1 を乗じて得た数値とする。）ごとに 6 センチメートルを乗じて得た数値の合計（客席が両側にある縦通路についてはその合計が 80 センチメートルに満たない場合には 80 センチメートルとし、客席が片側のみにある縦通路についてはその合計が 60 センチメートルに満たない場合には 60 センチメートルとする。）以上とし、かつ、横通路の幅を 1.2 メートル以上とすることができる。
- 2 興行場等の客席が升席の場合の升席及び通路の構造は、次に定めるところによらなければならない。
 - (1) 升席の幅及び奥行きは、1.5 メートル以下とすること。
 - (2) 縦通路又は横通路は、升席に面することとし、その幅は、40 センチメートル以上とすること。
 - 3 興行場等の客席内の通路（前項の通路を除く。）は、次に定めるところによらなければならない。
 - (1) 縦通路の最前部及び最後部を、横通路又は客席の出口に直通させること。ただし、縦通路の最前部又は最後部について横通路又は客席の出口までの長さが 10 メートル以下の場合で避難上支障がないときは、この限りでない。
 - (2) 横通路の両端（第 37 条第 2 項の規定により客席の片側に廊下又は広間の類を設ける場合には、当該廊下又は広間の類を設ける側の端をいう。以下この号において同じ。）は、客席の出口に直通させること。ただし、最前部

の横通路の両端から客席の出口までの長さが10メートル以下の通路がある場合で避難上支障がないときは、この限りでない。

4 前項の通路には、段を設けてはならない。ただし、段床を縦断する通路及び客席の構造上、段を設けることがやむを得ないと認められる通路（避難上支障がない部分に限る。）については、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により段を設ける場合には、けあげは18センチメートル以下とし、踏面は26センチメートル以上としなければならない。

6 第4項ただし書に規定する通路で、高低の差が3メートルを超えるもの（階段の勾配が5分の1以下である通路を除く。）については、高さ3メートル以内ごとにこれに通ずる横通路又は幅1メートル以上のずい道を設け、これを廊下、広間の類又は階段に通じさせなければならない。

7 第3項の通路の勾配は、10分の1（滑り止めを設けたときは、8分の1）を超えてはならない。

（客席の出口）

第40条 興行場等の客席から廊下又は広間の類に通ずる出口には、段を設けてはならない。

2 前項の出口の幅は、当該出口に通ずる客席内の通路の幅（その幅が1メートルに満たない場合には、1メートルとする。）以上とし、同項の出口の幅の合計については、第34条第1項の規定を準用する。

3 第1項の出口を2以上設ける場合には、互いに近接した位置に設けてはならない。

4 興行場等の客席で椅子席が床に定着していない場合の第1項の出口の数は、区画された客席の床面積の区分に応じて、次の表に掲げる数以上としなければならない。

区画された客席の床面積	出口の数
30平方メートル以内のもの	1
30平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	2
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	3
300平方メートルを超え600平方メートル以内のもの	4
600平方メートルを超えるもの	5

（舞台部の構造）

第41条 興行場等の舞台と舞台部の各室との隔壁は、準不燃材料で造らなければならない。

2 興行場等の舞台の上部及び下部には、楽屋、控室、道具部屋その他これら

に類するものを設けてはならない。ただし、舞台の下部を防火上安全な構造とした場合には、その部分については、この限りでない。

(主階が避難階以外の階にある興行場等)

第42条 建築物の避難階以外の階に主階を設ける興行場等にあつては、第33条及び第34条第2項の規定は、適用しない。

2 避難階以外の階に主階がある興行場等の用途に供する建築物の構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 建築物の2階から4階までの階又は地階に興行場等の主階を設ける場合には、直通階段の1以上を避難階段又は特別避難階段とすること。

(2) 建築物の地階に主階を設ける場合には、客席の床面積の合計は、200平方メートル以内とし、かつ、客席の床面は、地盤面下6メートル以内とすること。

(3) 建築物の5階以上の階に主階を設ける場合には、避難の用に供することのできる屋上広場を設けること。

(4) 前号の場合には、主階のある階及び屋上広場に通ずる2以上の直通階段を設け、これを避難階段又は特別避難階段とすること。

3 前項第3号の屋上広場については、第29条の規定を準用する。

4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物は、耐火建築物としなければならない。

(制限の緩和)

第43条 この節の規定は、興行場等の用途に供する建築物で市長がその用途又は規模により、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めて許可したものについては、適用しない。

第7節 公衆浴場

(ボイラー室等の構造)

第44条 ボイラー室その他の公衆浴場の浴室に給湯するために火気を使用する室の構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 周壁、天井(天井のない場合には、屋根をいう。)及び床を耐火構造(天井にあつては、政令第107条第1号又は第2号の規定のうち床に関する規定に該当する構造をいう。)とすること。

(2) 開口部には特定防火設備を設けること。

(3) 天井の高さは、2.1メートル以上とすること。

2 公衆浴場の燃料倉庫又は灰捨場は、周壁を不燃材料で造らなければならない。

第8節 自動車車庫及び自動車修理工場

(自動車用の出口)

第45条 自動車車庫（その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。以下この節において同じ。）又は自動車修理工場の敷地の自動車用の出口は、次の各号のいずれかに面する場所に設けてはならない。ただし、市長が自動車車庫若しくは自動車修理工場の規模若しくは周囲の状況により通行上支障がないと認めて許可した場合又は消防用自動車の車庫については、この限りでない。

- (1) 幅員6メートル未満の道路
- (2) 道路（幅員が6メートル未満の道路を除く。）の交差点又は曲がり角（120度を超えるものを除く。）から5メートル以内の当該道路
- (3) 踏切から10メートル以内の当該道路
- (4) 縦断勾配が12パーセントを超える急坂

2 前項第1号の規定は、建築物に附属する自動車車庫（その用途に供する部分の床面積の合計が同一敷地内にある建築物の延べ面積の合計の2分の1以内のものに限る。）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、適用しない。

- (1) 自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以下の場合で、その敷地の自動車用の出口が幅員4メートル以上の道路（法第42条第2項の規定により指定された道と同項の規定により道路の境界線とみなされる線との間に存する敷地の部分を道路として築造しないものを除く。第3号において同じ。）に面するとき。
- (2) 自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以下の場合で、その敷地の自動車用の出口が幅員5メートル以上の道路に面するとき。
- (3) 自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超える場合で、その敷地の自動車用の出口が幅員4メートル以上の道路に面し、かつ、敷地のうち当該道路に接した部分について、6メートル以上の間口及び当該道路を含む6メートル以上の奥行き（当該道路の反対側の境界線（当該道路が法第42条第2項の規定により指定された道である場合には、道の反対側の境界線をいう。）からの水平距離をいう。）を有する空地を道路状に築造するとき。ただし、その面する道路が同項の規定により指定された道である場合には、自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超え300平方メートル以下のものに限るものとする。

- 3 建築物に附属する自動車車庫が2以上ある場合で、その敷地が2以上の道路に接し、かつ、それぞれの自動車用の出口がそれぞれの道路に面するときにおける当該自動車車庫に係る前項の規定の適用については、同項各号の規定中「自動車車庫」とあるのは「2以上の自動車車庫」と、「合計」とあるのは「それぞれの自動車車庫ごとの合計」と、「自動車用の出口」とあるのは「自動車車庫ごとの自動車用の出口」とする。
- 4 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物の自動車用の出口は、道路の境界線から1メートル以上後退して設けなければならない。

(1階に設ける自動車車庫及び自動車修理工場の構造)

第46条 1階に設ける自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以上150平方メートル未満のものは、主要構造部を準耐火構造とし、又は主要構造部である柱及びはりを不燃材料で、その他の主要構造部を準不燃材料で造らなければならない。

(建築物の一部に設ける自動車車庫等の構造)

第47条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、自動車を収容する部分が避難階以外の階にあるもの、その部分の上に2以上の階のあるもの又はその部分のある階の直上階の床面積が100平方メートル以上のものは、耐火建築物又は政令第115条の2の2第1項第1号の基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。ただし、階数が2以下の独立した自走式の自動車車庫で、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものについては、この限りでない。

- (1) 主要構造部を準耐火構造又は政令第109条の3第2号の基準に適合する構造とすること。
- (2) 外周部を隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物（以下この号において「隣地境界線等」という。）から1メートル以上離すことができない場合は、外周部を隣地境界線等から50センチメートル以上離し、かつ、各階の外周部に準不燃材料で造られた高さ1.5メートル以上の防火壁を設けること。
- (3) 外周部は、各階の天井面（外周部に垂れ壁、はりその他これらに類するものがある場合については、それらの下端）から下方50センチメートル以上を常時直接外気に開放し、かつ、当該常時直接外気に開放している部分の面積を各階の床面積の5パーセント以上とすること。
- (4) 短辺の長さを55メートル以内とすること。
- (5) 外壁の開口部について防火設備を設けない構造とすること。

- 2 自動車車庫又は自動車修理工場の自動車を収容する部分が避難階にあり、その部分の床面積の合計が100平方メートル未満で、かつ、その部分の主要構造部（直上階の床を含む。）を政令第115条の2の2第1項第1号の基準に適合する準耐火構造とし、その他の部分と同号の基準に適合する準耐火構造の壁、床又は特定防火設備で区画した自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物には、前項の規定は、適用しない。

（一般構造設備）

第48条 自動車車庫又は自動車修理工場の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 床が地盤面下にある場合は、外気に通ずる適当な換気設備を設けること。
- (2) 床及びピットは、耐水材料で造り、排水設備を設けること。
- (3) 避難階以外の階にある場合は、避難階若しくは地上に通ずる直通階段又はこれに代わる設備を設けること。

（他の用途に供する部分との区画）

第49条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分と他の用途に供する部分との区画については、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 第47条第1項の規定により耐火建築物又は政令第115条の2の2第1項第1号の基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならないものにあつては、界壁を同号の基準に適合する準耐火構造とし、その開口部には特定防火設備を設け、その他のものにあつては、界壁を準耐火構造とし、その開口部には法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けること。
- (2) 床及び天井には、特殊な用途に供するものでやむを得ないもののほか、開口部を設けないこと。
- (3) その用途に供する部分以外のために設ける避難用の出口は、自動車車庫又は自動車修理工場の内部に設けないこと。

第9節 適用の特例等

（適用の特例）

第50条 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号又は第2号に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第15条、第17条第2項、第18条第2項、第21条、第24条第1項、第28条第2号、第33条第2項、第34条第1項、第36条第4項、第37条第2項、第44条第1項第1号、第46条、第47条第2項、前条第1号又は第53条第2号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。)及び主要構造部が政令第108条の3第1項第2号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。)に対する第28条第2号、第44条第1項、第47条第2項又は第49条第1号の規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなす。

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用の除外)

第51条 建築物の階のうち、当該階が政令第129条の2第2項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けた建築物の部分については、第16条、第23条第1項、第28条、第30条第1項、第37条(第4項第4号を除く。)及び第40条(第1項を除く。)の規定は、適用しない。

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用の除外)

第52条 建築物で、当該建築物が政令第129条の2の2第2項に規定する全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けた建築物については、第16条、第23条第1項、第28条、第30条第1項、第34条、第35条第2項、第37条(第4項第4号を除く。)、第40条(第1項を除く。)及び第49条の規定は、適用しない。

第7章 昇降機

(エレベーターの機械室)

第53条 エレベーターの機械室の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 照明設備を設けること。
- (2) 非常用エレベーターの機械室とその他のエレベーターの機械室とを耐火構造の壁で区画すること。

(エレベーターのピット)

第54条 エレベーターのピットには、保守点検に必要な照明設備又は照明用コンセント設備を設け、かつ、当該ピットの深さが1.5メートルを超えるときは、タラップその他これに類するものを設けなければならない。

(小荷物専用昇降機の機械室)

第55条 小荷物専用昇降機の機械室には、専用の点検口及び照明設備を設けなければならない。

第8章 雑則

(適用除外)

第56条 第7条の規定は、学校その他の公益上必要な建築物で、市長が当該建築物の用途及び敷地の状況に照らして、機能上又は構造上やむを得ないと認めて許可したときは、適用しない。

2 第8条及び第9条の規定は、次に掲げる行為の施行の際現に存する建築物が、法の規定に適合せず、又は当該行為の施行により法の規定に適合しないこととなった場合において、市長が周辺の居住環境を害するおそれがないと認めて許可したときは、適用しない。

(1) 一戸建ての住宅の増築及び建替え（既存の一戸建ての住宅を除却し、新築することをいう。）

(2) 長屋又は共同住宅の住戸及び住室のいずれも増加を伴わない増築

(3) 大規模の修繕及び大規模の模様替

3 第8条及び第9条の規定は、一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上であるもの又は50平方メートルを超えるものを除く。）のうち、当該住宅の周囲の地面と接する位置の高低差が3メートル以内であるものについては、適用しない。

(一定の複数建築物に対する制限の緩和)

第57条 法第86条第1項から第4項まで又は法第86条の2第1項から第3項までの規定による認定又は許可を受けた建築物については、第6条、第11条、第18条、第26条、第32条及び第45条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する建築物について第20条第1項若しくは第2項、第22条第1項、第42条第4項又は第47条第1項の規定を適用する場合においては、主要構造部が耐火構造である建築物は耐火建築物と、法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第58条 法第85条第5項に規定する仮設建築物については、第5条、第6条、第10条、第11条、第19条、第21条、第26条、第6章第6節、第46条から第49条まで及び前章の規定は、適用しない。

(既存建築物に対する制限の緩和)

第59条 法第3条第2項の規定により、第6条、第11条、第16条、第18条、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第32条から第40条まで、第46条又は

第47条の規定の適用を受けない建築物に係る当該建築物の主たる用途に供する部分以外の部分で、その床面積の合計が50平方メートル以内の増築又は改築については、これらの規定は、適用しない。

2 法第3条第2項の規定により、第6条、第11条、第14条、第15条、第18条、第22条、第26条から第28条まで、第30条から第33条まで、第42条又は第45条から第47条までの規定の適用を受けない建築物に係る増築又は改築について、市長が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低くなると認め、又は特別の事情によりやむを得ないと認めて許可したときは、これらの規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により、第6条、第11条、第14条、第15条、第16条、第18条、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第30条から第40条まで、第42条又は第45条から第47条までの規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの規定は、適用しない。

4 法第3条第2項の規定により、第7条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれかに定める範囲内において増築又は改築をするときは、法第3条第3項第3号の規定にかかわらず、第7条の規定は、適用しない。

(1) 増築後の建築物の接地位置の高低差が平成20年9月1日（以下「基準日」という。）における当該建築物の接地位置の高低差を超えず、かつ、増築後の延べ面積が基準日における延べ面積の1.2倍を超えない場合において、市長が周辺地域の市街地の環境との調和を損なわず、かつ、斜面地等の安全上支障がないと認めて許可したとき。

(2) 改築後の建築物の接地位置の高低差が基準日における当該建築物の接地位置の高低差を超えない場合において、市長が周辺地域の市街地の環境との調和を損なわず、かつ、斜面地等の安全上支障がないと認めて許可したとき。

5 法第3条第2項の規定により、第7条の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をするときは、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第7条の規定は、適用しない。

6 法第3条第2項の規定により、第13条の規定の適用を受けない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に係る増築又は改築については、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対して、同条の規定は、適用しない。

（建築審査会の同意）

第60条 市長は、第43条、第56条第1項及び第2項並びに前条第4項第1号及び第2号の規定による許可をするときは、あらかじめ、鎌倉市建築審査会条例（昭和56年12月条例第10号）第1条に規定する鎌倉市建築審査会の同意を得なければならない。

（委任）

第61条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

第9章 罰則

第62条 第4条、第5条第1項若しくは第3項、第6条、第7条、第11条から第23条まで、第24条第1項若しくは第2項、第25条、第26条第1項、第27条、第28条、第30条、第31条、第32条第1項、第33条第1項、第3項若しくは第4項、第34条、第35条、第36条第1項から第3項まで、第37条第1項、第3項若しくは第4項、第38条から第41条まで、第42条第2項若しくは第4項、第44条、第45条第1項若しくは第4項、第46条、第47条第1項、第48条又は第49条の規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、第1項の刑を科する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（住宅地下室の容積率緩和の制限に関する条例及び斜面地等の建築物の構造の制限に関する条例の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 鎌倉市住宅地下室の容積率緩和の制限に関する条例（平成18年12月条例第20号）

(2) 鎌倉市斜面地等の建築物の構造の制限に関する条例（平成20年2月条例第25号）

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知がされた建築物の計画に係る審査については、神奈川県建築基準条例(昭和35年神奈川県条例第28号)の規定の例による。
- 4 この条例の施行前に神奈川県建築基準条例の規定により市長がした許可は、この条例の相当規定により市長がした許可とみなす。
- 5 この条例の施行前にした神奈川県建築基準条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(建築審査会条例の一部改正)

- 6 鎌倉市建築審査会条例(昭和56年12月条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「神奈川県建築基準条例(昭和35年10月神奈川県条例第28号)」を「鎌倉市建築基準条例(平成 年 月条例第 号)」に改める。

議案第 67 号

鎌倉市実費弁償条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市実費弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年12月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方自治法等の一部改正に伴い、引用条項等を整備するものである。

鎌倉市実費弁償条例の一部を改正する条例

鎌倉市実費弁償条例（昭和26年 9 月条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「第100条第 1 項」の次に「後段」を加え、同項第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

(3) 地方自治法第115条の 2 第 1 項（同法第109条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等として参加した者

(4) 地方自治法第115条の 2 第 2 項（同法第109条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により議会又は委員会の求めで参考人として出頭した者

第 2 条第 1 項第 6 号中「第 8 条第 5 項」を「第 8 条第 6 項」に改め、「鎌倉市」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 68 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年12月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の税率を引き上げるとともに、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した3輪以上の軽自動車に対する軽自動車税の税率の特例について定めるものである。

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（昭和25年 8 月条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第67条第 1 号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第 2 号ア中「2,400円」を「3,600円」に、「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同号イ中「1,600円」を「2,400円」に、「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第 3 号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（軽自動車税の税率の特例）

- 50 法附則第30条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第67条の規定の適用については、当分の間、次の表の左覧に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第67条第 2 号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第67条の改正規定並びに次項及び第 5 項（改正後の鎌倉市市税条例（以下「新条例」という。）附則第50項に係る部分を除く。）の規定 平成27年 4 月 1 日
 - (2) 附則に 1 項を加える改正規定並びに第 3 項、第 4 項及び第 5 項（新条例附則第50項に係る部分に限る。）の規定 平成28年 4 月 1 日

（経過措置）

- 2 新条例第67条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第50項の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

4 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第50項の規定の適用については、同項中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

5 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第67条及び新条例附則第50項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第67条第2号ア		3,900円	3,100円
		6,900円	5,500円
		10,800円	7,200円
		3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円
新条例附則第50項の表以外の部分	第67条	鎌倉市市税条例の一部を改正する条例（平成 年 月条例第 号。以下この表において「一部改正条例」という。）付則第5項の規定により読み替えて適用される第67条	
新条例附則第50項の表第67条第2号アの項	第67条第2号ア	一部改正条例付則第5項の規定により読み替えて適用される第67条第2号ア	
		3,900円	3,100円
		6,900円	5,500円
		10,800円	7,200円
		3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円

議案第 69 号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金
を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

平成26年12月3日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

個人市民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非
営利活動法人に指定されている法人の主たる事務所の所在地を改め
るものである。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人昴の会の項中「藤沢市鵠沼石上二丁目8番12号」を「藤沢市藤沢545番地の51ライオンズマンション湘南藤沢1階」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 70 号

鎌倉市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成26年12月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

平成23年 3 月11日に発生した東日本大震災の津波被害等を鑑み、
消防本部機能を大船消防署の位置に移転するものである。

鎌倉市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正
する条例

鎌倉市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和39年10月条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「鎌倉市由比ガ浜四丁目1番10号」を「鎌倉市大船三丁目5番10号」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 71 号

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年12月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

総務省消防庁が作成する火災予防条例（例）の一部改正に伴い、祭礼、縁日、花火大会等の大規模な催しのうち消防長が指定した催しを主催する者に対し、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務計画の作成等を義務付けるものである。

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例

鎌倉市火災予防条例（昭和37年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 避難管理（第36条―第43条）」を

「第5章 避難管理（第36条―第43条）」

に改める。

第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第43条の2・第43条の3）」

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 屋外催しに係る防火管理

（指定催しの指定）

第43条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項、第21条第1項及び第22条に規定する器具をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあつたときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、告示しなければならない。

（指定催しの防火管理）

第43条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該防火担当者に、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1) 防火担当者の選定その他の火災予防に関する業務の実施体制の確保に關すること。

(2) 対象火気器具等の使用状況及び危険物の取扱状況の把握に關すること。

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの及び客席の火災予防上安全な配置に關すること。

(4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

(5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日）までに、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

第46条に次の1号を加える。

(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおける対象火気器具等の使用

第52条に次の1号を加える。

(4) 第43条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者

第53条を次のように改める。

第53条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。

以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しについては、改正後の第43条の2及び第43条の3の規定は適用しない。

議案第 72 号

鎌倉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年12月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉体育館、大船体育館及び鎌倉武道館の会議室について、スポーツ以外を目的とした活動についても使用できるよう定めるものである。

鎌倉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

鎌倉市スポーツ施設条例（昭和31年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第17条中「既納の」の次に「第15条第1項の」を加える。

第18条中「(以下「使用者」という。)」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（会議室の目的外使用）

第18条の2 市長は、鎌倉体育館、大船体育館及び鎌倉武道館の会議室について、スポーツを目的とした利用を妨げない範囲内において、別に定める基準によりスポーツを目的としない使用を許可することができる。この場合においては、第13条第2項の規定を準用する。

2 前項に規定する使用に係る使用料については、第15条の規定を準用する。

この場合において、同条第1項中「別表第2」とあるのは「別表第3」と読み替えるものとする。

3 既に支払われた前項の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める基準により、当該使用料を還付することができる。

第19条各号列記以外の部分中「使用者」を「第13条第1項の承認を得た者又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に改め、「第13条第1項の承認」の次に「若しくは前条第1項の許可」を加え、同条第2号中「第13条第2項」の次に「(前条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第3号中「とき」の次に「(第13条第1項の承認を得た者に限る。)」を加える。

第21条中「使用の承認」の次に「若しくは許可」を加える。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第18条の2）

スポーツ以外の目的による会議室の使用料

区分		使用料	
鎌倉体育館、大船体育館及び鎌倉武道館	団体使用	1回	200円

備考 1回とは、第5条第1項に定める開場時間の開始時から2時間ごとに区分された時間における使用をいう。ただし、同条第2項の規定により開場時間を延長した場合にあっては、次に掲げる時間における使用をいう。

(1) 開場時間の開始時から午前9時までの時間

(2) 午後9時から開場時間の終了までの時間

付 則

この条例は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

議案第 73 号

平成26年度鎌倉市一般会計
補正予算（第5号）

平成26年度鎌倉市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,330,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

平成26年12月3日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	7,460,485	1,246	7,461,731
	10 国庫補助金	2,376,976	1,246	2,378,222
60	県支出金	3,117,149	18,330	3,135,479
	10 県補助金	1,027,405	18,330	1,045,735
80	繰越金	600,000	164,724	764,724
	5 繰越金	600,000	164,724	764,724
歳 入 合 計		60,146,000	184,300	60,330,300

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	6,440,141	46,251	6,486,392
	5 総務管理費	5,168,269	46,251	5,214,520
15	民生費	21,904,708	38,907	21,943,615
	5 社会福祉費	11,472,085	1,106	11,473,191
	10 児童福祉費	8,294,526	37,801	8,332,327
45	土木費	7,629,540	76,006	7,705,546
	10 道路橋りょう費	726,645	63,000	789,645
	15 河川費	79,876	3,752	83,628
	20 都市計画費	5,274,183	9,254	5,283,437
55	教育費	5,396,965	23,136	5,420,101
	25 保健体育費	325,359	23,136	348,495
歳 出 合 計		60,146,000	184,300	60,330,300

第2表 継続費補正

1 追加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 総務費	05 総務管理費	分庁舎及び旧教育センター 解体事業	千円 102,568	26	千円 41,028
				27	61,540
15 民生費	10 児童福祉費	腰越子ども会館・子どもの家 前面道路後退事業	千円 42,952	26	千円 17,180
				27	25,772
55 教育費	25 保健体育費	鎌倉体育館耐震改修等事業	千円 58,785	26	千円 23,136
				27	35,649

第3表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
10 総務費	05 総務管理費	分庁舎解体工事 配線切替等委託事業	千円 2,789
45 土木費	10 道路 橋りょう費	大船駅東口 ペDESTリアンデッキ 天井板撤去事業	63,000
45 土木費	20 都市計画費	鎌倉市都市マスタープラン 推進業務委託事業	12,495

第4表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
川 喜 多 映 画 記 念 館 管 理 運 営 事 業 費	平成26年度から 平成31年度まで	千円 173,350
税 基 幹 シ ス テ ム 改 修 委 託 事 業 費	平成26年度から 平成27年度まで	11,070
住 基 ネ ッ ト シ ス テ ム 及 び 戸 籍 シ ス テ ム 改 修 委 託 事 業 費	平成26年度から 平成27年度まで	3,748
投 票 管 理 シ ス テ ム 改 修 委 託 事 業 費	平成26年度から 平成27年度まで	1,335
県 知 事 ・ 県 議 会 選 挙 事 業 費	平成26年度から 平成27年度まで	1,624
福 祉 総 合 シ ス テ ム 改 修 委 託 事 業 費	平成26年度から 平成27年度まで	7,371
児 童 手 当 シ ス テ ム 改 修 委 託 事 業 費	平成26年度から 平成27年度まで	2,236
腰 越 子 ど も 会 館 ・ 子 ど も の 家 設 置 事 業 費	平成26年度から 平成32年度まで	92,340

議案第 74 号

平成26年度鎌倉市下水道事業特別会計
補正予算（第4号）

平成26年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,913,700千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月3日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
30	繰越金	156,300	23,500	179,800
	5 繰越金	156,300	23,500	179,800
歳 入 合 計		6,890,200	23,500	6,913,700

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	1,808,980	23,500	1,832,480
	5 下水道総務費	1,808,980	23,500	1,832,480
歳 出 合 計		6,890,200	23,500	6,913,700

議案第 75 号

平成26年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第3号）

平成26年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為を
することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行
為」による。

平成26年12月3日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険システム改修委託事業費	平成26年度から 平成27年度まで	千円 2,236

議案第 76 号

平成26年度鎌倉市介護保険事業
特別会計補正予算（第3号）

平成26年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、
次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為を
することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行
為」による。

平成26年12月3日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険システム改修委託事業費	平成26年度から 平成27年度まで	千円 2,236

議案第 77 号

平成26年度鎌倉市後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第3号）

平成26年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為を
することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行
為」による。

平成26年12月3日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
後 期 高 齢 者 医 療 シ ス テ ム 改 修 委 託 事 業 費	平成26年度から 平成27年度まで	千円 2,236

報告第 13 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成26年6月11日、鎌倉市腰越四丁目9番4号敷地内で発生した、
環境部環境センター名越クリーンセンター担当所属の塵芥収集車に
よる交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決
処分した。

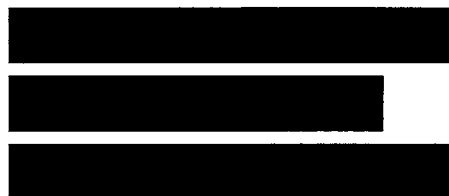
よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成26年12月3日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 108,000円

2 損害賠償の相手方



3 処分の日 平成26年10月3日